

公益財団法人東京2025世界陸上財団
役員等候補者選考委員会 設置要綱

令和6年4月20日
評議員会決定

(目的)

第1条 本要綱は、公益財団法人東京2025世界陸上財団（以下「当財団」という。）の定款第12条第1項及び第25条第1項に定める役員等の選任にあたって、その役員等候補者を選考する役員等候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(選考委員会の設置及び任務)

第2条 当財団の役員等候補者について、その資質や能力を確認し、役員等の選考を適切に行うため、選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、当財団における役員（理事、監事）及び評議員の候補者について選考し、評議員会に対して推薦を行う。

(選考委員会の委員)

第3条 選考委員会は、外部有識者を含む計6名の委員で構成することとし、委員は評議員会が選任する。

2 選考委員会に委員長1名を置き、委員の互選により決定する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 選考委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。なお、委員のオンラインによる出席を妨げない。

2 選考委員会の決議は、出席者の過半数をもって行う。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第5条 選考委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 選考委員会の庶務は、企画部において行う。

(謝礼金等の支払い)

第7条 委員（外部有識者）で選考委員会に出席した者に対しては、当財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程を準用し、謝礼金等（交通費等費用を含む。）を支払うことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員で協議の上、これを定める。

附 則

本要綱は、令和6年4月20日より施行する。